

審査の結果の要旨

論文提出者氏名 坂井晃介

論文題目 社会・連帯・補完性——19世紀ドイツ社会国家をめぐる意味論的探求——

本論文は、19世紀後半におけるドイツ社会国家が一連の社会政策によって形成されていく上で、それに関わる知識がどのようにはたらいていたかを明らかにしたものである。それを通じて、近代化論や歴史社会学、現代社会論など、社会学のさまざまな分野で重要な命題になってきた近代社会の機能的分化に関して、理論的位置づけを明確にした上で、その妥当性を経験的に検証する方法を提案し、かつ実際に検証している。

論文全体は3部7章と補論からなり、具体的な構成は以下の通りである。

第1部では本論文の理論的な立場と方法が述べられる。第1章では先行研究が批判的に検討される。社会国家の形成をそこで用いられる知識に注目して分析する際に必要な条件を明らかにした上で、理念の成立と展開を政治や学術、宗教、経済などの諸制度の相互連関から考察する意味論分析を採用する意義が示される。第2章では具体的な準拠枠組みとして、N・ルーマンの自己言及的システム理論と機能的分化論をとりあげて、それを「中範囲の理論」化することで、経験的な研究につなげる方途を提示している。

こうした方法論的考察をふまえて、第2部では政治と学術がそれぞれ自らを独自の分野として自己規定しながら、「社会 Gesellschaft」という外部を共有していく過程が明らかにされている。第3章では、19世紀ドイツにおける政治と学術や経済との間で、意味的な境界がいかにか形成されていったかが追跡される。まず19世紀前半の一連の国制改革に携わった国家官僚の言説にもとづいて、政治的な制度に関わる当事者たちの自己規定がどのように再編されていったかを明らかにした上で、19世紀後半のドイツ統計学会と社会政策学会の設立者たちの言説を通じて、学術に関わる当事者たちの自己規定の変遷を示し、ともに統治に関する知を構成していた学術と政治の間で、それぞれの立場からそれぞれの意味的境界と関連した制度の区分が形成されていった過程を描き出している。

それをふまえて、第4章では学術に注目して、19世紀半ばごろから、諸制度によって「問題」とみなされる同時代の状況が次第に「社会」の語で表現されるようになり、大衆貧困や労働問題といった従来にはない新たな困難を生み出している領域として、「社会」が見出されていくことが述べられる。第5章では政治に注目して、1860年代～80年代の、帝国議会議事録や政治家・高位官僚の書簡や覚書などをもとに、本来秩序だっているはずのものが思想や宗教によって攪乱されている領域として、「社会」が見出されていく過程が示される。学

術と政治はそれぞれ独自に、従来、統治の対象として複数の中間集団が位置づけられていた場所に、諸制度に解決をせまる新たな課題を出現させてくる領域を発見していく。そうした形で自らの外部に自らが反応すべき「社会」を共有していったと考えられる。

第3部では、現代のドイツ社会国家でも重要な理念とされている「連帯 Solidarität」と「補完性 Subsidiarität」をとりあげ、より具体的な政策形成に関わる場面での政治の境界形成と諸制度のあり方の関連が明らかにされる。第6章では、当時の政治家や官僚たちの政策論や委員会の議論で、「連帯」がさまざまな階級の利害関心を同定し調和させることで初めて実現する価値として用いられていることを示した上で、特に「利害関心の連帯」という語句で、社会集団の自己規定を基本的には維持しつつ国家がそれらに部分的に介入することで、現在の問題を解決しようとする社会政策が正当化されていくことを述べている。

第7章では、カトリシズムや労働運動が取り組んでいた大衆貧困や労働問題が、自助を支える個人々の自由を考慮しつつその人々の安全をささえるという政策課題として、政治の側から再定義されていくことを示した上で、「補完性」原理の原型である「自助のための援助」という語句が、多様な問題群を再編成して具体的な政策につなげることを正当化する理念として使われていく過程を描き出している。

補論では、19世紀ドイツにおける民間保険制度の形成と、それに対する政策的評価を通じて、社会保険制度が社会政策の中核として導入される過程を跡づけている。

「近代社会は機能的に分化している」という命題は、M・ウェーバーが『宗教社会学論集1』の「中間考察」で提起して以来、T・パーソンズのAGIL図式やN・ルーマンの機能システム論など、さまざまな形で展開されて社会学で大きな役割を果たしてきた。その一方で、この命題が理論的仮定なのか経験的観察なのかは研究者によってまちまちで、ときには研究者自身も位置づけを明確にしないまま、便利に使われてきた。

そうした状況をふまえて本論文は、19世紀ドイツにおける社会国家の形成を具体的な事例として、機能的分化を経験的に検証されるべき命題として位置づけ直した上で、その検証を試みた。基本的にはルーマンの機能システム論の枠組みに沿いながら、第1部ではその原型の一つであるD・イーストンらの政治システム論にまで立ち返り、政治という特定の領域がシステムとして同定される要件を明示することで、「社会」や「政治」、「連帯」などの理念と具体的な諸制度の関連性を明確にした。

このような形で機能システム論を再定式化することは、ウェーバーが提起した「個々の領域での内的固有法則性 *innere Eigengesetzlichkeiten*」という事態を反省的にとらえ直すことでもあり、それによって機能的分化という命題を経験的に検証し、より実証的に妥当で理論的に一貫性の高いものにしていく方法を確立した。それが本論文の最も大きな学術的貢献である。これは同時に、意味的に閉じていながら因果的には入出力するというルーマンのシステム理論の着想を、具体的に検証可能な形に修正したものにもなっており、機能的分化と同様、理論的仮定か経験的観察かが不明確なまま使われてきた意味システム論一般にとっても意義深い。それが本論文の第二の学術的貢献だといえる。

その上で、こうした枠組みにもとづいて、第2部では特に「社会」という語に注目して、

政治と学術それぞれの境界設定の営みを追跡し、政治と他の領域との機能的分化がどの時期にどのような形で生じたのかを具体的に明らかにした。従来の歴史社会学ではこうした概念史的分析は主に思想家の著作を用いてきたが、本論文は政治家や行政官僚による文書や、実際の政策の策定と運営に関わる分野の学者の著作を資料にしており、具体的な制度形成との関連を示せる形で理念の変遷を追跡している。その点で、第1部の機能システムの経験的な再定式化と論理的に一貫した形で、意味論分析を展開することに成功している。それが本論文の第三の貢献である。

第3部では、そのような政治システムの境界の成立を、「連帯」と「補完性」という二つの具体的な主題にそってさらに詳しく裏づけており、政策形成により近い場面での変化がより精密に解明されている。これが第四の貢献であるが、現代の福祉国家でもこの二つの主題は重視されており、それゆえ、現在の福祉国家の方向性についても有益な示唆をあたえるものになっている。それが第五の貢献だといえる。

これらの点で本論文は、システム論という理論社会的分野と近代化論という歴史社会学的分野を横断する形で、その双方で従来の研究水準を突破 break through するものになっている。さらに、政治とそれ以外の境界画定がつねに問題になりつづける福祉国家の現在と将来を反省的に考察する上でも、有意義な研究となっている。また、ウェーバーとG・ジンメルがともに問題とした「社会（団体）形成 Vergesellschaftung」がどんな文脈をもっていたかなど、社会学の形成史にとっても示唆に富むものである。

それゆえ全体としてきわめて高い学術的価値を有するが、いくつかの点でまだ不十分なところもないわけではない。まず、本論文でのルーマンのシステム論の経験化とそれにもとづく機能的分化の再定式化は高度な一貫性をもっており、それ自体重要な成果だといえるが、それだけに、各機能システムがそれぞれ外部として見出す「社会」がなぜシステム横断的に同一のものとされうるのかがあらためて疑問となる。本論文は19世紀ドイツでの政治と学術でその過程を明らかにした点で大きな成果をあげたが、他の地域や他の機能システムでも同様な事態が生じたのかどうかはまだ明らかでない。また同様な事態が個々のシステムでそれぞれ生じたとすれば、そのこと自体がシステム横断的な共通原因を推定させるが、それと機能的分化命題との論理的な整合性は問いとして残る。

次に、本論文で用いられた資料は、従来の社会学の近代化論と比べて理念と制度の関連性をより直接に追跡できるものであるが、本論文の理論的枠組みの大きさに比較すると、まだ部分的であることも否めない。今後はより広い範囲の資料にアクセスして、法制史や政治史など他の学問分野とも応答できる水準で、本論文での仮説と検証の作業を補強することが望まれる。

さらに、19世紀ドイツでの「連帯」と「補完性」の分析はさまざまな面で示唆的であるが、それだけに、これらが現在の「連帯」や「補完性」になるまでにはまだ紆余曲折と変容があったと考えられる。その過程がやはり資料的な裏づけをもって示されれば、政策的にもより有意義な知見を提供できると思われる。

ただし、これらの点は本論文の欠陥ではなく、重要な突破がなされたゆえに出現してきた新たな課題であり、システム論の最先端の理論的考察と歴史社会学的な資料の精密な読解

を組み合わせて、さまざまな有意義な知見を新たに提示した本論文の価値を損なうものは全くない。したがって、本審査委員会は博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。よって本論文は博士（学術）の学位請求論文として合格と認められる。